

指定看護小規模多機能型居宅介護・ナースケアたんぽぽの家  
重要事項説明書

令和7年4月1日現在

当事業所は契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

当サービスの利用は原則として要介護認定の結果、<要介護>と認定された方が対象です。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

**1. 事業主体**

- (1) 法人名：有限会社多摩たんぽぽ介護サービスセンター
- (2) 法人所在地：東京都武蔵野市関前 2-24-13
- (3) 電話番号：0422-38-9105 FAX番号：0422-38-9106
- (4) 代表者氏名：取締役 千葉信子
- (5) 設立年月日：平成11年7月16日

**2. 事業所の概要**

- (1) 事業所の種類：指定看護小規模多機能型居宅介護事業所  
平成30年12月1日 指定番号 1393300106
- (2) 事業の目的：住み慣れた地域で生活する為に、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 ナースケアたんぽぽの家
- (4) 事業所の所在地 東京都武蔵野市関前 2-24-13
- (5) 電話番号 0422-38-9107 FAX番号 0422-38-9109
- (6) 管理者氏名 千葉 信子
- (7) 等事業者の運営方針：医療的支援も含めて利用者一人ひとりの人格を尊重し住み慣れた地域での生活を継続することができるよう支援します。地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊のサービスを柔軟に組み合わせることにより地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日：平成30年12月1日
- (9) 登録定員等：登録定員28名（通い定員14名、宿泊定員5名）
- (10) 居室等の概要：当事業所では以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類	客数	備考
宿泊室（個室）	5室	
居間	有（ホール内）	
食堂	有（ホール内）	
台所	有	
浴室	有	
消防設備	誘導灯、消火器、スプリンクラー自動火災通報装置	
その他		

### 3、事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域：武藏野市（※武藏野市以外の地域の方は原則としてサービスを利用できません。）
- (2) 営業日及び営業時間：営業日:年中無休

サービス提供時間：

サービス種類	通いサービス	訪問介護サービス	訪問看護サービス	宿泊サービス
時間	9:30～16:30	24 時間対応	24 時間対応	16:30～9:30

※受付、相談については 9:00～17:00 です。

### 4、職員の配置状況

当事業所では、サービスを提供する職員として指定基準に沿って以下の職員を配置しています。

従業者数の種類	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職種の内容	※備考
1、管理者	1 名以上	—	0.5 以上		業務調整	
2、介護支援専門員	1 名以上	—	1.0 以上	1.0 名	サービスの調整、相談業務	
3、看護職員	3 名以上	5 名以上	4.5 以上	2.5 名	健康管理等医療対応支援	
4、介護職員	6 名以上	5 名以上	9.0 以上	8 名	介護支援	

※常勤換算とは、1 か月（4 週間）を基本として非常勤職員の勤務時間を全て足し、常勤職員が勤務したとして何人になるか計算します。当事業所の常勤 1 名の勤務時間は 7.75 時間です。

### 5、当事業所が提供するサービスと利用料金…※別紙「ご利用料金」を参照ください。

当事業所では契約者に対して以下の 2 つのサービスを提供します。

#### (1) 利用料金が介護保険から給付される場合

介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）。このサービスについては利用料金の 9 割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の 1 割～3 割の金額になります。

下記の＜サービス概要＞の（ア）～（ウ）のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、契約者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

#### (2) 利用料金の金額を契約者に負担いただく場合

介護保険の給付対象とならないサービスの食事代、宿泊に要する費用、アクティビティ代、ターミナルケア費、緊急事態等特別なサービスの提供を行った場合、別紙のとおりご負担いただきます。

#### ＜サービスの概要＞

##### (ア) 通いサービス

- ① 食事：食事の提供及び必要により食事の介助をします。
- ② 入浴：入浴又は清拭を行います。衣類の着脱、身体の清拭、先発、洗身など必要により介助を行います。
- ③ 排泄：利用者の状況に応じて排泄の介助を行うと共に自立についても適切な援助を行います。
- ④ 機能訓練：利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ⑤ 健康チェック：血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑥ 送迎サービス：ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

##### (イ) 訪問看護サービス

利用者の自宅を訪問して、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり、床ずれの予防や措置、胃瘻の管理や人工肛門、カテーテル管理、在宅酸素等医療措置、機能訓練を行います。

##### (ウ) 訪問介護サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の解除見守りや調整、清掃といった家事などの日常生活の手助けを行います。

訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気代を含む）は無償で使用させて頂きます。

#### (エ)宿泊サービス

事業所に宿泊して頂き、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金> （※契約書第二章参照）

利用料金…<重要事項説明書 別紙>を参照ください。

利用料金は1か月ごとの包括(定額)費用です。月途中から登録した場合、月途中で終了した場合は登録した期日に応じて日割りした料金となります。

契約者の要介護度に応じた利用料金と必要に応じた加算の自己負担額をお支払ください。なお、1か月の利用料金で計算した場合、誤差が生じる場合があります。

介護保険の給付対象とならないサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

※医療費やおむつ代、その方に必要な日常生活用品は、別にご自身でご負担頂きます。

#### (3) 利用料金のお支払い方法

当事業所では、集金代行業者・「リコーリース株式会社」に依頼して利用料金を徴収させて頂いています。あらかじめ<預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書>に記入のうえ口座自動引き落としの手続きをお願い致します。

利用料金は1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求書をお届けします。支払い方法は、翌々月の4日に預金口座より引落しとなります。お支払い頂きますと領収書を発行致します。

#### (4) 利用の中止、変更、追加

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し適宜適切に通い、訪問、宿泊のサービスを組み合わせて介護を提供するものです。

利用予定日の前に、契約者の都合によりサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則として実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

5、(1) の介護保険の対象となるサービスについて、利用料金は、1か月ごとの包括(定額)費用のため、サービスの利用回数等を変更した場合も1か月の利用料は変更されません。

5、(2) の介護保険の対象外のサービスについて、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、利用予定日の前日17：00までに申し出があった場合は無料に、利用予定日の前日までに申し出がなかった場合は、原則キャンセル料はありませんが、特別の実害が生じる場合は相談の上お願いする事があります。

サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊のサービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために契約者と協議の上で指定看護小規模多機能型居宅契約を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して契約者に説明の上交付します。

## 6、苦情の受付について（契約書第20条参照）

（1）当事業所及び運営法人は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、サービス等に関する利用者の要望、苦情に対して利用者の要望、苦情に対し運営法人に報告するとともに迅速に対応致します。

### 相談窓口

事業所：ナースケアたんぽぽの家	運営法人：有限会社多摩たんぽぽ介護サービスセンター
管理者 千葉 信子 電話番号 0422-38-9107 受付時間 （平日）9：00～17：00	取締役 千葉信子 電話番号 0422-38-9105 受付時間 （平日）9：00～17：00

### （2）武蔵野市関連 相談窓口

武蔵野市役所 健康福祉部 高齢者支援課	武蔵野市 包括支援センター・桜堤ケアハウス
電話番号 0422-60-2525 受付時間 （平日）9：00～17：00	電話番号 0422-36-5133 受付時間 （平日）9：00～17：00

### （3）東京都福祉保健局、東京都国民保険団体連合会 相談窓口

東京都福祉保健局高齢社会対策部	東京都国民健康保険団体連合会
電話番号 03-5320-4597 受付時間 （平日）9：00～16：30	電話番号 03-6238-0117 受付時間 （平日）9：00～17：00

## 7、運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供にあたり、運営推進会議を設置し、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けてまいります。

### <運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、武蔵野市高齢者支援課職員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有するもの、運営主体者で構成します。

開催：おおむね2か月に1回以上で定期開催します。

会議録：会議の内容、評価、要望、助言等について議事録を作成し、武蔵野市高齢者支援課へ報告を致します。

## 8、秘密保持

当事業所に所属する者は、サービスを提供する上で知りえた利用者情報及びその家族に関する情報は第三者に漏らしません。個人情報につきましては、利用者及びその家族の同意を頂いた上で必要に応じて使用いたします。

※大規模災害等の緊急時に人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには当事業者が保有する個人データを本人の同意なく関係者等に提供することができます。

## 9、協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本とします。なお、次の医療機関を協力医療機関として相談や診療等の連携体制を整備しています。

### <協力医療機関>

医療機関名	所在地・電話番号	
医療法人社団医優会 三鷹南口内科	東京都三鷹市下連雀3-27-19 レジデンス三鷹1F 電話番号 0422-43-2122	
医療法人社団永寿会 三鷹中央病院	東京都三鷹市上連雀5-23-10 電話番号 0422-44-6161	

## 10、緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、ご家族へ連絡をするとともに速やかに主治医や医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

## 11、身体拘束について』

当事業所は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。

緊急やむを得ない場合は、その際の利用者的心身の状況並びに理由等を記載し、終了後5年間保存する。

## 12、あらゆるハラスメントについて

事業所は、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。

- ① 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。
- ② カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- ③ ③職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- ④相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

## 13、虐待の防止のための措置に関する事項』

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

また当事業所は、命を守ることを中心に安全安楽を最優先の業としています。

利用者から虐待を受けたと判断された場合も、ご説明をさせて頂き仕事から手を引くようさせて頂きます。

## 14、業務継続計画（BCP）の策定等

- 1.事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 15、事故発生時の対応

サービスの提供時により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、武藏野市等への連絡報告行うなど必要な措置を講じます。事故の状況や事故に際して取った措置について記録をします。

## 16、賠償責任

当事業所及び当事業所に所属する者の攻めに帰すべき事由により、利用者の身体・財産に損害を及ぼした場合は、事業所は、利用者に対してその損害を賠償致します。

## 17、非常災害時の対応

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備え、関係機関との連絡を密として対応します。

災害時の対応：利用者の生命を最優先に、迅速かつ安全に対応します。

防災設備：施設建物は耐火構造建築物です。自動火災報知機、自動火災通報装置、スプリンクラー設置、消火器等を備えています。

防災訓練：年2回実施致します。

防火管理者：千葉善弘

## 18、サービス利用にあたっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険証及び介護保険負担割合証をご提示ください。

事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。

所持金は自己の責任で管理してください。

事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

以上

令和 年 月 日

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者：〒180-0014 武蔵野市閑前2-24-13

有限会社多摩たんぽぽ介護サービスセンター

取締役 千葉信子

事業所：指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

ナースケアたんぽぽの家(指定番号第1393300106号)

説明者

契約書及び本書面により指定看護小規模多機能型居宅介護について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族 住所 \_\_\_\_\_

(続柄)

氏名 \_\_\_\_\_

利用者代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## ご利用料金

●ナースケアたんぽぽの家のご利用料金は、月ごとの定額となります

介護度	単位数	自己負担額 1割負担	自己負担額 2割負担	自己負担額 3割負担
要介護1	12,477 単位	13,480 円	26,960 円	40,440 円
要介護2	17,415 単位	18,860 円	37,720 円	56,581 円
要介護3	24,481 単位	26,512 円	53,025 円	79,538 円
要介護4	27,766 単位	30,070 円	60,141 円	90,211 円
要介護5	31,408 単位	34,014 円	68,029 円	102,044 円

※負担額計算方法…単位数×10.83(地域加算)…1円単位で誤差あり

●加算項目

加算項目	算定単位	単位数	自己負担額
初期加算(30日間)	1日につき	30単位	33 円
訪問体制強化加算	1月につき	1,000単位	1,083 円
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)		1,200単位	1,299円
認知症加算(Ⅲ)		760単位	823円
緊急時対応加算		774単位	838円
サービス提供体制加算(Ⅰ)		750単位	812 円
看護体制強化加算(Ⅰ)		3,000単位	3,249 円
退院時共同指導加算	1 月につき	600単位	650 円
特別管理加算(Ⅰ)	1 月につき	500 単位	541円
特別管理加算(Ⅱ)	1 月につき	250単位	270円
科学的介護推進体制加算	1 月につき	40単位	43 円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1 月につき	3単位	3 円
排せつ支援加算Ⅰ	1 月につき	10単位	10 円
栄養アセスメント加算	1 月につき	50単位	54 円
栄養改善加算	3 月に 2 回	200単位	216 円
ターミナルケア加算	死亡月	2500単位	2,707 円
処遇改善加算Ⅰ	1月につき	所定単位数の 149／1,000加算	

●介護保険適用以外の自己負担額(通い、宿泊の場合)

項目	算定要件	自己負担額	備 考
宿泊費	1 泊につき	3,100 円	水道光熱費・リネン代込み
食事代	1 日につき	2,200 円	朝食 660 円、昼食(おやつ込み)770 円、夕食 770 円
弁当代	1 食につき	660円	
処置代	1 泊につき	2,200 円	胃ろう・IVH 等の処置が必要な方
自費	1 時間	2,200 円	プラン外のサービス提供
エンゼルケア	死亡時	22,000 円	エンゼルケア

※医療費、日常生活品、おむつ代、グローブ、アクティビティ代等は別途必要です